

雄武町地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、雄武町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、雄武町の負担金、国、北海道からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮り、承認を受けるものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 前会計年度中に確定した歳入の調定及び支出負担行為について、出納上の整理を行うための期間として4月1日から5月31日までの期間を出納整理期間と定める。

5 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正の必要が生じたときは、補正予算を調製し、速やかに協議会に諮り、承認を受けるものとする。

(予算区分)

第3条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において特別な理由があるときは、別表第1に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第4条 会長は、必要に応じ歳出予算の流用及び予備費の充用を行うことができる。

2 会長は、歳出予算の流用及び予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が定める銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、協議会出納員が行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えるものとする。

(監事)

第9条 協議会に監事2人を置き、委員のうちから会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計、出納を監査し、監査の結果を会長に報告する。

3 監事は、会長と兼ねることはできない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月18日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第3条第2項関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費